

近世中期京都興行界と日暮太夫

齊 藤 利 彦

はじめに

近世上方歌舞伎の研究は 役者論・役者研究、台本研究、演技・演出研究、役者をはじめとする絵画研究、観客研究、興行史研究、歌舞伎文化研究など、多岐にわたる。^①しかし従来、その考察時期は元禄期中心で、それ以降の時期については、あまり大系たつては研究されてこなかった。加えて、京都に関しては、早くに守屋毅氏の先駆的研究があるものの、^②それ以後については、大坂のそれと比べても、これまた大系たつて検討されてきたとは、決して言い難い。

その理由は、近世中期以降、京都興行界、とりわけ、四条河原芝居町がたび重なる火災の被害によって甚大な被害をうけたことや、世代交代なども重なり興行が沈滞したこと、さらに化政期以降、京都劇壇が大坂劇壇に吸収されるなどしたことから、上方歌舞伎の中心が大坂となったため、どうしても、大坂中心で研究が推移したからである。

確かに、四条河原芝居町における大芝居の興行は停滞したが、一方で、享保期以降、北野下ノ森、因幡堂、寺町といった宮地芝居が活況を呈する。つまり、近世中期以降の京都興行界を理解しようとするならば、大芝居だけではなく、宮地芝居の実態を明らかにせねばならない。そうすることで、近世中期以降の京都興行界の全体像の把握

が可能になるといえる。

当該期京都における宮地芝居の研究は、全体にわたっては守田毅氏^③の研究があり、個別の興行地としては、北野社に関して宗政五十緒氏^④、四条道場金蓮寺の興行を、名代「宇治嘉太夫」を中心に検討した川端咲子氏^⑤、伏見ではあるが、伏見御香宮境内について立川洋氏^⑥らの論考がある。また、南和夫氏は天保改革と京都の宮地芝居の関係を総括的に言及している^⑦。

宮地芝居は座の興行権を用いて興行されていくが、京都の宮地芝居の座の興行権に関する検討は、川端氏が金蓮寺境内の宮地芝居の実態を考察されている以外は、ほとんどなされていない。一口で上方というが、京と大坂では興行権についても異なる見解や運用などがなされており、その実態を明らかにすることで、大坂とは異なる京都の興行の実態を浮かび上がらすことが可能となる。同時に、上方興行地における興行権の全貌を明らかにすることができよう。また、上方の興行権は所有者の実態も把握できにくいため、その実像を掘り下げて考察している研究は多くはない。その意味で、近世中期京都の宮地芝居で用いられた座の興行権「日暮小太夫」「日暮八太夫」は看過できないのである。

兩太夫は実在したささら説経であり、代数は明確ではないが、代数にわたり継承された太夫号である。とりわけ、小太夫は、寛文期に四条河原で大規模な説教操浄瑠璃を興行しており、ささら説経のスターといつてよかつた。このふたりが所有した「説教讀語名代」が、京都の宮地芝居の座の興行権として用いられている^⑧。筆者は近世後期の大阪で用いられた説教讀語名代については検討を加えたが、京都のそれについては、いまだ指摘していない^⑨。

そこで、本稿では、「日暮小太夫」「日暮八太夫」とその興行権の検討を通して、近世中期の京都興行界について、その一端を明らかにしていきたい。これらの点を明瞭にすることは、近世上方歌舞伎研究において、宮地芝居の興行権の問題を明らかにすることができ、かつ、近世ささら説経研究のうえでも、研究蓄積が乏しい地域社会におけ

るささら説経の具体的な動向を解明することにもつながろう。ただし、日暮小太夫・日暮八太夫について、彼らの動向や存立の実態に関しては別稿に譲ることとする。

なお、本文では、語り物の「セッキョウ」は「説経」、語り物を語る者は「ささら説経」、下付された興行権は「説教讀語名代」と表記する。また、三井寺は園城寺が正称であるが、ささら説経の基本史料である『関蟬丸神社文書』では一例の例外なく「三井寺」とされているため、三井寺と記す。

第一章 近世中期京都興行界とその様相

第一節 近世における歌舞伎興行の仕組み

まず、ここで近世の歌舞伎興行、ひいては芸能興行の機構的、組織的特色をまとめ、確認しておきたい。この点については、拙著においても言及しているが、そこでの指摘を下書きにして整理しておきたい。⁽¹⁰⁾

近世の歌舞伎興行において必要な権利と人材は、つぎのとおりである。

- ① 「名代」と称される興行権
- ② 芝居小屋と経営者（芝居小屋主）
- ③ 座本と呼ばれる一座の総責任者

これらの権利と人材が基本的に揃ってはじめて興行されるわけだが、特に官許された興行権をもつ者の興行では芝居小屋の表構え官許の象徴として「櫓（矢倉）」をあげることができた。

江戸の場合、当初は数人に興行権が官許され興行がなされていたが、徐々に整理され、興行の三権が四人（のち三人）に集約されることとなる。これら興行の三権を掌握している者を「座元」と呼んだ。すなわち、座元は興

行権所有者であり、芝居小屋主でもあり、一座の総責任者も務めた。そのため、彼らは絶大な権力と權威を劇界に誇る事となる。四人の座元は、中村座の中村勘三郎、市村座の市村羽左衛門、森田座の森田勘弥（のち安政三年、守田勘弥と改名）、山村座の山村長大夫で、彼らが経営する芝居小屋は江戸四座と称された。ただし、山村座は正徳四年（一七四一）の絵島生嶋事件で廃絶し、これ以降は江戸三座となる。

座元は世襲であり、後継者は若大夫と呼称されたが、当然、歴代の座元のなかには経営能力のない者もあらわれ、経営不振に陥ることもあった。赤字が累積すれば、興行経営は立ち行かなくなり、休業を余儀なくされる。そのような場合、江戸三座では仮櫓（控櫓）による営業が行われる体制がとられていた。

仮櫓（控櫓）とは、中村座・市村座・森田座が休業した場合、興行代行を許された座のことで、中村座が都伝内の都座、市村座は桐長桐の桐座、森田座は河原崎権十郎の河原崎座と決まっていた。仮櫓（控櫓）に対し、江戸三座は本櫓と称したが、興行代行は五年が目安で、この期間で休業した本櫓は経営再建を目指す体制となっていた。いわば、江戸三座体制を維持するための機能のひとつといえるが、幕府は座元を管理・掌握すれば、江戸歌舞伎界を統制できる仕組みをつくりあげたといつてよいだろう。

一方、上方の興行の仕組みは江戸のような集約された統制システムではなく、合理的分業システムであったのが特色である。興行三権がひとりに集中するのではなく、諸権利が分割されていたのが特徴である。

上方においても興行権所有者は「名代」とされた。名代の名義がなければ興行許可が出ないかたちであったが、必ず世襲されるものではなく、売買・賃貸されるようになっていく。つまり、名代が「株」化していき、動産所有として運用・活用されるのである。そのため、興行権所有者と実際の興行者が異なるかたちで興行されるようになる。また、売買や譲渡された名代は名代名の切り替えが行われることはなく、官許時の名代名のままであるので、官許された名代人が手放した段階で名代名は「興行権所有名義人名」になる。

したがって、名代名・名代所有者・興行者がそれぞれ別人になるという、非常に複雑なかたちとなる。その興行人も必ずしも一人とは限らず、複数が資本を出しあって名代を借りるなどして興行することもある。

上方では芝居小屋主のことを芝居主、あるいは矢倉主とも呼んだが、芝居小屋の所有者であり、経営者である。ただし、地主ではない場合が多い。江戸と違い、上方の芝居小屋主は興行権をもたないため、貸し小屋といってよい。つまり、一座による興行がなければ経営が成り立たないため、名代や後述する座本と提携・協力して興行を行う必要があった。

座本は本来的には歌舞伎芝居の興行師をさしたが、一座を組む必要から、人気・実力を備えた役者が座本になった。これを役者座本という。やがて、実質的興行者である「芝居師」が興行を行っていき、のちに芝居師は興行主となっていく。興行の経営が芝居師に任せられるようになると、座本名は便宜的に、地位の高くない役者・子役の役者名が使用されるようになる。

上方の興行機構は右記で確認した、名代・座本・芝居小屋主が連携・協力して興行主体となるのが特徴で、それぞれの条件が整い、提携ができると、正式に奉行所に興行許可の文書を提出し興行許可をもとめる。そのおり、実際の興行人は、名義人名をもって奉行所に書類を提出する。江戸は座元のみが江戸町奉行所に申請する。

上方は官許された権利がそれぞれ独立しており、とりわけ、名代は株化して名義が売買・賃貸されるため、複数が提携し興行が成立する仕組みとなっている。とはいえ、興行の三権が分立しているため、興行不振による損失の分散・分割が可能であり、全ての興行上の失敗が座元に押し掛かる江戸と比べても合理的といえる。ただし、複数が興行に関わるため、興行当事者内で問題が発生すると、享和期以降、大坂町奉行所は興行上の「木戸銀」をめぐる問題は相対の姿勢をとっていたため、解決まで時間がかかった可能性を指摘できる。

第二節 近世中期京都興行界の概要

近世京都の歌舞伎興行において、常設・常時の興行官許の興行権を「櫓（矢倉）名代」という。それに対し、宮地芝居で用いられる座の興行権は「平名代」と称した。京都での櫓名代赦免時期は、実は明瞭でない。『雍州府志』に、

板倉伊賀守勝重為京尹時、免櫓七箇、七箇所芝居之外不能構之、無櫓者、称小芝居、

とあるように、元和年中に京都所司代板倉勝重が七つの櫓を赦したという伝承があるが、同時代の確実な史料はない。ただし、いまのところ、後世の諸書との照合によって、元和三年（一六一七）ではなかったか、と推測されている。^⑩

『歌舞伎年表』所収「四条芝居由緒書」に、

承応年中、如何之儀御座候哉、芝居一統停止被仰付、芝居掛り大勢のもの難儀迷惑仕候、依之、寛文八申年、

右名代血筋之者、再興仕度旨、兩宮対馬守様御番所へ奉願上候処、上ヶ置に相成、宮崎若狭守様上京被遊、御

立会にて段々御吟味被為遊、翌九年酉正月被召出、先規之通、夫々名代御赦免被為成下、難有当時迄相続仕候、^⑪とあり、承応年中に興行停止にあつた京都興行界は、寛文九年、先例のとおり、名代が再赦免されたと記されている。ただ、この史料は現在、原本の所在が不明であり、そもそも、その性格がきわめて曖昧であることから、そのまま内容を鵜呑みにはできないものの、寛文の名代再興の具体的な経過をふれる唯一のものである。^⑫

俗に言われる「寛文の名代再興」で再赦免された者十一名については、正徳三年に京都町奉行所が行なつた名代改めの際、各名代人が提出した由緒などから、うかがうことができる。^⑬この名代改めは、前年、京都の都市支配が所司代から町奉行へ移行したことともない、興行政策上の現状把握の意味もあつて、京都町奉行所が実施した行

政調査であつた。¹⁶⁾

これまでの動向を勘案すると、京都の名代とその赦免などに関しては、寛文九年以前については判然とせず、しかも、寛文の名代再興自体も同時代史料からはうかがえないという、きわめて明瞭さを欠くのである。

先述した、正徳三年の名代改めのおり提出された由緒をみると、その多くが寛文九年に再興されており、以前、名代を赦免されていた者の血筋などであつたとみてとれる。

寛文延宝期にかけて、四条河原は再開発がなされ、それにともない、四条芝居町の整備も進み、延宝期、それまで四条河原西岸、すなわち、四条中島にあつた芝居小屋が東岸に移されるなどした。このことは寛文新堤にみられる鴨川東・西岸の開發と関係しているといえよう。こういつた行政的地域開發と寛文九年の名代再興は不可分の關係で、連動した行政政策であつたのではないかと考えられる。¹⁷⁾

さて、貞享三年（一六八六）板『京大絵図』の四条河原東岸には、四条通を間に、南北に「芝居」と書き込まれた一画があり、北側二軒、南側三軒、大和大路には二軒の芝居小屋が認められる。¹⁸⁾ 寛文延宝期を経て、四条河原芝居町は整備され、元禄期に、七軒の芝居小屋が興行を行ない、四条河原興行界は絶頂期をむかえた。

この芝居町の景観が崩れていくのが享保期以降で、その原因のひとつが相次いだ火災であつた。京都では、近世中期に数度、甚大な被害をだした火災が発生しているが、芝居町に限りみれば、享保八年（二七三三）五月二日夜、

宮川筋四丁目苗村立安借家若松屋孫右衛門と、南隣土方屋兵助借屋丹亀や藤七間の露次より出火に付、為御見分村山富右衛門殿、山田与左衛門殿御越、孫右衛門藤七御呼出御吟味被成候処、孫右衛門裏借屋へ通り候露次之上に竹棚在之、雑物揚げ置候処、右竹棚より出火仕候間、火之縁も無之処に候得ば、若し物取之仕業にて、投火にても可有之候哉と申候に付、口書数通手形等御取、昨三日昼七ツ時被仰上候処、四日朝御前へ召出、孫右衛門藤七は逼塞被仰付候。¹⁹⁾

とあるように、宮川町の若松屋孫右衛門の借屋から出火した火災が始まりである。放火の疑いもある失火であったが、火元となった借家の借主は、

同夜七ツ時に火留る、孫右衛門は瀬川菊之丞親方也、依之火元は瀬川菊之丞と申伝へ候、^{②①}
と伝えるように、初代目瀬川菊之丞宅と考えられたようだが、事の真意は定かではない。

この火災では、つぎのような付近の役者宅も焼失した。

五月二日夜、宮川筋類焼芝居役者之分、大概之覚

片山小左衛門	山村茂左衛門	藤川平十郎	岩井伊左衛門	佐々木新四郎	桐谷藤九郎
染井半四郎	山本彦五郎	早川小かつ	山本歌門	瀬川菊之丞	津川歌門
松山大吉	藤田大次郎	大島門之助	吉田七兵衛	水木政野	
花川伊勢野	市村玉柏	山沢かるも ^{②②}			

この火災を皮切りに、享保年間に芝居町を巻き込む火災が連続して起こっていく。

翌九年(一七二四)五月十日に発生した大火は、四条北之芝居を火元とし、他の芝居小屋六軒も焼亡する大惨事となった。

五月十日朝五ツ時、四条北側芝居より出火、北側は輪違屋より徳田屋不残焼、南側は升やより東橋迄不残、石垣町ははまや迄凡半町計、但裏の方にてはどんぐりの辻子辺迄焼貫、建仁寺町は北の端より、西の方は半町程焼、東の方神明の社より、建仁寺の北の門迄、東へ入町は目病の地藏高塀崩し、地藏堂は残る、北側は角の銭屋よりかまたや橘屋焼け、八百や切、裏にては井筒や高塀少々焼、縄手筋は四条通角より大和橋迄、東側同断、但大和橋の際にて二三軒水茶屋残る、新地の方無別条、かなが辻子の内、不残焼、惣竈二百八十六軒、内家持六十五軒、内四軒は壊家、借家十三軒、内三軒は壊家、外に社一ヶ所、芝居六軒、焼死一人、右火元の義、兼

之丞佐十郎芝居の際より出候に付、常火消衆膳所の御当番にて候へども御構無之、祇園町建仁寺町等に御控へ被成候て御働無之候、其故か余程大火に罷成候、已上、

この火災は、またたくまに、その周辺の地域を巻き込んでいったが、常火消として当番であった膳所藩が建仁寺などに控え、消火活動をしなかつたため、その被害は拡大したようである。

さらに、同十五年（二七三〇）二月十五日には、建仁寺町四条上ル町東側水茶屋から火が出て、大和大路通北入る西側の芝居小屋を焼失、大和大路通北入る西側の芝居一軒、四条通南北四軒も罹災した。

同十五日昼五ツ過、建仁寺町四条上る町東側、水茶屋より出火、加太夫芝居へ火飛、北は大和橋切、南は四条切、東側は大和橋の際、水茶屋二三軒残、其外は四条迄、新地は東へ両側一町切焼、北の筋の新地南側表計残り、裏通は焼貫申候、四条通建仁寺町東へ入町は、北側井筒屋東隣迄焼、南側は無別条、但し建仁寺町下る西側木戸切に焼、東側は目病地藏神明社其外無別条、四条通は両側石垣切、但し東石垣町は八軒焼、外に三軒壊家、火の消し口は祇園町、石垣町は御奉行衆、大和橋は中井主水殿、新地富永町は火消衆、膳所の御当番也、初は東風後は南風、其後北風、又西風に替り、智恩院の方へ火參候故に、膳所の衆は東へ御見廻り之由、同日八ツ過に火留、

このように、享保期の四条河原芝居町では相次いで大火が発生した。京都町奉行は江戸と同様に、芝居小屋の瓦葺き、塗壁などの対策による防火をうながしたが、どうも統一的な処置がなされたわけではなかつた模様で、寛保元年（一七四一）十一月にも、石垣町から縄手まで続く火災、俗に言う、藍沢焼けが発生し、このおりも、芝居小屋は罹災した。²⁴

数回にわたる芝居町を襲つた火災は、そのたびごとに芝居小屋の復興を余儀なくしたが、そのことが京都興行界に大きな負担となり、芝居小屋の経営を圧迫した。しかもこの時期は、元禄歌舞伎と天明歌舞伎との間の、いわば

世代交代の時期にあたり、座組がうすくならざるを得ない状況でもあった。このことも加味され、興行は沈滞していく。²⁵

こうした享保期以降の京都興行界の不振は、

近ン年、かぶき芝居ハ如何してか、京都計不景氣にてはつきりと致さいで氣の毒、別して此一両年ン取かへ狂言出せ共、とかく諸人の愛敬すくなく、わづか二軒の芝居が替り目たびごとと休、一年中休むにかゝつて狂言する間、何日程有たぞとゆびを折かぞへる間違な噂、霜月朔日になれ共、顔見せの沙汰は出来ぬげなくとの風聞²⁶、

といった、興行しても続かないや顔見世ができないという風聞からも、十分にうかがえよう。

すでに、享保期に先立つ正徳六年、一軒の芝居子小屋が退転していたが、七軒の芝居小屋の存在を誇った四条河原芝居町の景観は、享保期以降、徐々に崩れ始めていった。火災後の享保十七年三月には四条北之芝居、元文五年大和大路通北入る西側の芝居小屋一軒、ついで宝暦期には、もう一軒あった大和大路通北入る西側の芝居小屋が退転してしまふ。

以降、寛政期まで四条南・四条西・四条東の「三座鼎立」時代となるが、寛政六年、三座は大火で焼失してしまふ。その後、芝居小屋は復興したものの興行は不入りで、苦戦した。

この火災は三座鼎立を崩すこととなるが、同時に、今日の南座界隈の景観の起点となった。やがて、化政期にはいると、南北二軒となり、明治維新まで南北二座の時代となる。ちなみに、明治二十六年（一一一一）六月、地唄『京の四季』で「櫓のさし向い」と唄われた南北二座のうち、北座が廃座となり、南座一軒となって、今日に至っている。

かくのごとく、大芝居の興行地、四条河原の芝居町での興行が沈滞していく一方で、寺社境内で催される臨時の

興行であり、芝居小屋をさす宮地芝居が台頭してくるのである。

近世京都では、檀名代をもたない芝居興行、すなわち、宮地芝居を「小芝居」といったが、すでに、延宝期頃より宮地芝居が興行されていた。『日次紀事』に、

無檀者是称小芝居、右無棧敷四際垣亦無之、²⁷⁾

とあるのが、小芝居という称の初見で、別に「小見世物」とも呼ばれた。元禄期には十三か所で興行されるようになっていたが、その内訳は、

寺町草堂 因幡薬師堂境内

五条御影堂内 北野下の森

門出八幡社内 綾小路神明社内

六角堂境内 北野王天寺境内

壬生地蔵堂境内 西洞院天神社内

下御霊社内 五条橋下明神社内

七本松万蔵院内²⁸⁾

といった、寺社境内であった。

宝永五年（一七〇八）七月二日、京都では午刻より酉刻まで大風が起こり、加えて地震が発生するなどし、甚大な被害を出したが、芝居町では、

四条川原常芝居七ヶ所大破、小芝居二ヶ所小破、水茶屋二十一軒破損、²⁹⁾

と、四条芝居町の七軒の芝居小屋が被害をうける。同時に、「小芝居」二軒も罹災したと伝えているので、さきほど確認した寺社境内のいずれかにあった芝居のことをさすのであろう。

さらに、

北野七本松定芝居一ヶ所潰、水水茶屋八軒潰、

ともあり、北野社境内の宮地芝居が定芝居なみに活動していたことがうかがえる。

ところで、正徳四年（一七一四）一月におこった絵島生島事件の処罰は厳しいもので、連座二千人を数えたともいうが、幕府は絵島と生嶋新五郎が密会をした山村座の廃座をはじめとして、芝居小屋とその興行への統制を強めた。

それらと関連して、同年三月、江戸、大坂とともに、京都の寺社境内での興行を禁止する。

寺社境内に有之能・説経・操・物まね等芝居之事、厳六年中既に停止之処に訴訟之旨有之に就て、其法を定められ、芝居をも事軽く構へ、衣服等も木綿の外を用ゆへからざる由を以て免許せられ候、然所に近年以来二階・棧敷等を構へ、衣服等も是に准し諸事結構に及び候次第不届之至に候、依之自今以後者急度彼芝居等一切に禁制せしめ候者也、

午

三月³¹

この申し渡しとともに、芝居小屋の構造や役者の衣装などにわたる七ヶ条の覚書がだされているが、その二ヶ月後には、

覚

京都寺社境内ニ而能・説経・操・物まねの芝居、御書付之通向後一切停止可仕候事、

といった、京都の寺社境内での芸能興行禁止の触がだされる。しかし、実際にはいくつかの付帯事項があり、全面禁止とはなっていないかった。というのは、「或五日・或七日・十日、端々明地併畑地」での「勸進能・同相撲」興

行については、「有来候通ニ而差置」き、「願出候節」に「吟味之上指免」すこととされている。また、四条河原涼や糺涼み、壬生大念仏狂言、稻荷今宮神事の際、「旅所之芝居小見世物其外水茶屋・小屋掛等」の営業についても、「有来候通ニ而差置」くが、見世物に関しては「随分軽諸見世物床机等」は「停止」し、「平座」での見物対応にて許可することとし、水茶屋などの営業も「有来候通」り申しつける、とされている。さらに、「惣而寺社神事・法会之節、境内併端々明地ニ而仕候芝居・小見世物等」の興行についても「有来候通ニ而差置」かれ、「涼」みに準じた許可とすることとされている。³³

従来、この触れは、寺社境内における芸能興行の全面的な禁止と受け止められるような指摘がなされてきたが、前述したように、寺社境内での芝居興行が全面的な禁止ではなく、部分的には解禁されていたのである。

享保九年（一七二四）閏四月、幕府評定所は四カ条にわたって、「宮芝居併辻駕籠廃止之事」を申し出すのが、このうち、三か条は三都の寺社境内での芸能興行禁止令を解除する内容であった。

一 宮芝居免除有之候ても、一統の甘きに成ることにて無之候、其上此儀差免され候ても、悪事仕候もの相止べき筋にも無之候事、

此段は芝居被差免候ても、一統甘きに可相成事とハ不奉存候、私共申上候処は近年無宿の多く罷成候ことは、渡世仕兼候ゆへ、此類の者も相増候間、前々のごとく宮芝居・小見せ物類差免し候へば、此事に付下々渡世に成り候儀ども多く候故、自然と無宿体のものに相成間布と存寄候ことに御坐候、且又右の通りても無宿体の者減し候訳に相成候はゞ、悪事仕族も渡世に取付候様相成、自然悪事致し候ものも相減じ可申と奉存候、

一 宮芝居差免され候ば、彼役者の類段々相増可申候、然るときは右御免に付、無宿体の者相減すべき筋にも無之事、

此儀は差免し候ば、役者の類相増可申候えども、芝居有之候えば、無宿体の者にて渡世仕兼候ものども、渡世の品多く罷成候間、差免し候方然るべく奉存候、

一 芝居御免にて渡世にも可成候へども、右の通りに候得ば、今更免許に致し候とも、下の甘きに可成ことも無之候事、

此段は十箇年以來相止み、其者ども相応の渡世には取付にも可有之候得ども、総て近来非人・無宿に悪事仕候ことは、渡世仕兼候故のことの趣に候、芝居見せ物等差免し候えば、此儀に付渡世の品多く罷成候ゆへ、無宿体のもも渡世に取付可申に付、差当り下々御救ひにも成可申と奉存候、仮令他国より無宿もの集り候とも、右の通りに付、只今迄の通り無宿には罷成申間布と奉存候、(『地方凡例録』卷八ノ下)⁽³⁵⁾

とあるかたちで、無宿対策を含めるかたちで、宮地芝居の興行禁止は解除される。これにより、宮地芝居の興行は晴れて公式に行なえるようになり、京都では翌十年以降、北野下ノ森、平野社で興行が再開されていく。

宝曆七年(一一一一)正月板『役者真壺飾』は、

頭取曰 近年、平野北野島原などに芝居興行有之、所々繁昌致シ、別而此度北野下の森にて芝居一軒興行にて、則座組左の通り⁽³⁶⁾、

と、平野・北野・島原などで宮地芝居が行われ、繁昌しているとのべたあと、瀬川菊三郎一座の座組を列挙したうえで、

右之一座も四条と一所に芸評致さんと存ぜし所顔見せ初日閏十一月從六日より出最早芸品定改正の間に合ませぬ故名前計頭はし置ました細評は春永⁽³⁷⁾、

といったように、役者評判記が平野社や北野社の宮地芝居の興行までも芸評をとりあげようとする姿勢がとられて

おり、これらの興行地が四条河原芝居町と拮抗する勢力して台頭していることがうかがえよう。⁽³⁸⁾

平野社は北野社について興行が盛んであったが、宝暦八年（一一一一）正月板『役者初火桶』に、

此度於平野二大芝居一軒興行有之候故四条と一所に打交芸品定を仕ませうと存せし所初日延引に付四条二芝居しまり候跡霜月廿五日より顔見せはじまりそれゆへ此所にて一座計評いたします。⁽³⁹⁾

と記されたり、あるいは、同八年（一一一一）三月板『役者将棋経』にも、

御当地平野大芝居顔見せ繁昌いたし、当春に至り市川団藏山木七藏、両人大坂大西芝居へ相談極り、俄に下られ、坂田藤十は何国へやら行れ其跡きのどくと存せし所、仙声殿はいられ二のかはり興行致さるゝゆへ、此所にて評致します、左様思召シ下さりませい、⁽⁴⁰⁾

とあつて、大規模に興行が行なわれていたことが判明する。

また、先述した宝暦七年正月板『役者真壺飾』は「御当地寺社御境内ニ而子供芝居有之候所ニ近年段々繁昌仕」と述べており、平野社や北野社以外の宮地芝居での興行も盛んになりつつあったことが認められる。⁽⁴¹⁾

やがて、宮地芝居は上京・下京といった生活の地縁社会を単位として分布するようになるが、とりわけ、寺町筋の寺社境内に芝居小屋が立ち並び、芝居町というべき都市内空間が形成されていく。宝暦九年（一一一一）正月板『役者談合膝』が、

頭取曰何がな御なぐさみと存此所へ四条道場寺内にて興行ありし大坂竹田座の子供評を此所に書しるしました、⁽⁴²⁾

といったように、四条道場金蓮寺境内や因幡薬師、寺町草堂などで、子供芝居やそれを名目とした中ウ芝居興行が行なわれていた。明和元年（一一一一）正月板『役者一向一心』の頭取の口上にて「当春子供操芝居殊外繁昌」⁽⁴³⁾と述べていることからしても、新たな芝居町の形成をうかがい知ることができよう。

四条河原が幕府の意向により芝居町を形成したのとは異なつて、庶民の必要性から生まれた、文字通り「下からの芝居町の形成」であつた。⁽⁴⁾

このような宮地芝居の名代のなかに、特に四条道場金蓮寺境内にて使用された日暮小太夫・八太夫を見出すことができるのである。

第二章 近世中期京都の宮地芝居と「日暮小太夫」「日暮八太夫」

第一節 説教讃語名代「日暮小太夫」「日暮八太夫」

日暮小太夫・日暮八太夫は、京都町奉行所が登録・赦免した「平名代」でもあり、主に宮地芝居の興行の際に用いられた。京都町奉行所では「説経名代」と称されているが、実際は説教讃語名代である。この名代は、もともとは、関清水蟬丸宮が配下のささら説経に対し「渡世座組之免状」として下付した座の興行権である。

ここで確認したいのは、拙稿でも明らかにしたように、大坂では寛政期に説教讃語座興行、実態は中ウ芝居による歌舞伎興行が行なわれ、その後、中絶。文政二年（一八一九）三月に再興行の願がなされ、大坂町奉行所より赦免される。このおりの説教讃語名代の性格は、子供芝居による関清水蟬丸宮大破修復勸進興行権であつた。したがつて、大坂の説教讃語名代と、京都のそれとは名代として性質が大きく異なるのである。⁽⁵⁾ 京都の説教讃語名代は、あくまで、京都町奉行所に登録・赦免された営利目的の座の興行権であつた。

正徳三年、京都では名代改めが実施されているが、そのおり提出された由緒書には、

一、

説経

日暮小太夫

右小太夫と申名代古来方致所持罷在候、三拾六年已前親方譲り請相続いたし罷在候⁽⁴⁶⁾、

とあり、日暮小太夫は三十六年以前、親より太夫号・名代を譲り受けたと記している。継承時期は、正徳三年（一七一三）より三十六年以前というが、正しければ、延宝期以前となる。寛文期に活躍した親の小太夫から、その子に名跡や名代は譲られ、名代改めの際、さきほどのような由緒を提出したのであろう。ちなみに、同年段階で、京都の「宮川筋七丁目」に居住していたことが「諸名代所附」から確認できる⁽⁴⁷⁾。

また日暮八太夫についても、

一、

説経

日暮八太夫

右八太夫と申名代古来方致所持罷在候処、三拾六年以前親方譲り請相続いたし罷在候⁽⁴⁸⁾、

とあって、彼も小太夫同様、延宝期以前に親から太夫号・名代を譲り受けたことが認められる。正徳三年『諸名代所附』より、京都「猪熊四条下ル町」に住いていたことが確認できる⁽⁴⁹⁾。

では、その興行権は、具体的にどのような性格のものであったのか。『公事方壁書』寛延二年（一七四九）七月条をみると、

一平芝居

智恩院古門前元町

日暮八太夫

（朱書）

十三才以下子供

(朱書)

当時、菴ヶ年二三ヶ度宛、日数三十日、但右之内、菴ヶ度者、延享貳丑年閏極月御願申上、御赦免被成下、都合三ヶ度、相勤申候、

と記されていて、延享二年(一七四五)閏十二月に京都町奉行所へ興行の願がなされたことや、その性格が十三歳以下の子供芝居で、一年に三回、一回の興行期間が三十日であったこと、赦免後、三回、この興行権を用いて興行がなされたことがわかる。

ただ、延享元年(一七四四)と推定される書簡控から、八太夫らによる大津での興行計画を知ることができる。

諸方へ遺状留メ□□

子九月廿日晴天

□暮八太夫同文右衛門参申候ハ、内々□□□願申上候芝居之儀昨日仙右衛門□□□談仕、愈当津ニ而仕候筈□

□□□□□申候、今日仙右衛門も被参候□□□

□□□□□ニ而相談仕、□□□御願書

□存候由申候、然□□□□□仙右衛門登り□□□参申候

故、則八太夫文右衛門□右衛門□本油屋治兵衛いつれも会所ニ而□申上候故、此方より申渡候ハ、大津役所へ

いつれも相談いたし願書差上ケ申候様申渡候
廿三日雨天^①

(以下欠)

欠字が多いため、詳細な内容は明瞭でないが、日暮八太夫の大津興行をめぐる書簡控と推考される。この計画では、八太夫とともに、日暮文右衛門・某仙右衛門・油屋茂兵衛らが興行計画に参画しているが、とりわけ、日暮文

右衛門は姓が日暮だけに、さら説経であると考えられるが、その素状は不明である。この計画が京都における平名代赦免とどのような関係にあるのかもはっきりしないが、京都における平名代赦免と何らかの関係はあるものといえるであろう。

さて、先掲の『公事方壁書』の内容は、興行権の性格をのべているが、具体的な興行権の運用・活用の実態はつかめない。そこで、実際の寺社境内における興行に即くして考えてみたい。

第二節 四条道場金蓮寺と平名代「日暮八太夫」

延享五年（一七四八）三月、四条道場金蓮寺境内における興行では、説教讃語名代「日暮八太夫」による興行願いが出されている。

乍恐奉願上候

一 四条道場金蓮寺境内明キ地ニ而、来ル四月五日より日数三十日之間、浄瑠璃十三以下之子供五六人相加へ、渡世仕度奉願上候、御慈悲之上御赦免被為成下候者難有可奉存候以上、

延享五年辰三月二十七日

名代 日暮八太夫

金蓮寺役者 元正院

御奉行様^②

この願書をみてもわかるように、一度の興行は日数三十日に制限され、興行名目は子供芝居であった。さて、宝暦十二年（一七六二）刊『歌舞伎事始』にも両名代が挙げられているが、八太夫の箇所をみると、

（前略）

一、小芝居

松坂屋勘兵衛

一、同断

銭屋 金四郎

宮地芝居の初リハ、岡嶋元右衛門、竹本浜太夫、享保年中、北野におゐて是をなす。又手づまを初シハ、名代菊之丞、座本ハ歌流沢之介、北野にて興行しける。其後新地二番町へ引し也。扱惣名代御改の事、正徳三年十二月にありて、其後享保年中又々御改あり。其後寛保二年二月十一日、宮地芝居の格式もことくく改りし也。抱る子ども年数十五以下也。

一、此芝居へ抱へる子ども八人づゝ

辰巳 政吉

病氣あれバ二人まし。

(中略)

一、此芝居へかゝへる子ども五人づつ

伊勢嶋佐太夫

病氣あれバ二人まし。

(中略)

一、同断

日暮 八太夫⁽⁵³⁾

とあり、京都の宮地芝居の略史をのべたあと、宮地芝居の興行が子供芝居の格として定められていたことを記している。そのなかで、平名代日暮八太夫も他の名代とかわらず、子供芝居の格で、年齢十五歳以下の「此芝居へかゝへる子ども五人づつ」で病人がであれば「二人まし」となるものであったことが把握できる。

第三節 三井寺御用所の手控にみる平名代「日暮八太夫」

万延元年（一八六〇）、三井寺御用所取締方吉田嘉兵衛が、自らの業務などのために手控えとしてまとめたのが

「大坂取締より出願ニ付達之写」である。

この史料は、文政元年（一八一八）、三井寺近松寺が大坂町奉行所へ、大坂の宮地芝居での「説教讃語座」興行赦免依頼に関する当時の取り組みなどが記されたもので、大坂の宮地芝居と説教讃語名代との関係などがうかがえる。

上記依頼の際、京都の興行事情などが聴取され、説教讃語名代「日暮八太夫」について、三井寺近松寺が大坂町奉行所へ説明しているが、このおり、寛政十年（一七九八）に三井寺近松寺が京都町奉行所へ提出した口上覚を添えてあり、説教讃語名代「日暮八太夫」について考察することができる。後世の史料、かつ、そのなかに添えられた覚書という問題はあるが、検討してみたい。

口上覚

（前略）

一古来より説教者免許奥印之儀は別当所より致、右支配之儀は別当より下知を請候而、逢坂山へ御関所御座候節、役儀相勤居申候兵侍之者共正徳元年迄支配仕罷在候所、右兵侍之者共任我意私欲之筋御座候ニ付、則別当所より京都 御役所へ御吟味奉願、其後別当直支配ニ相成、兵侍之者ハ永暇差遣候儀ニ御座候、然ル処正徳三年

正徳二年依頼日暮八太夫江説教名代

差免候と御座候へ共、同三年ニ京都名代御改之節右八太夫より書上候ニは、三十六已前親より譲り請候と御座候へは、年歴も余程相違仕、親八太夫儀免状受取候と申而ハ、延宝以前之儀哉と奉存候、尤正徳元年以前前関守兵侍之者差配仕候故、兵侍より免状遣候儀ニ奉存候、別当所より差配之儀は正徳二年よりと相見へ申候故、其節免状相改遣候哉ニ奉存候間、此段御断申上候、

依願京都日暮八太夫并弟子宮古路歌内ニ右説教讀後座組差免候所、正徳三年より京都寺社於境内芝居興行仕候義ニ御座候而、追々連綿仕芝居興行仕来り候儀ニ御座候、右与四郎七十有余ニ罷成、当時京都河原町四条下ル式丁目津国屋七兵衛方ニ存命罷在候、此度委細御尋ニ付、古記等相改吟味仕候所、前段之振合ニ相違無御座候、尤説教讀後座組免状之儀、新規ニ差免候儀ニ而は一切無御座候得は、御当地金太夫儀も右同様前願座組興行之儀、御憐愍御沙汰ヲ仕御許容被成下様奉願上候以上、

寛政十年

午十月

三井寺蟬丸宮

別当所役者

御奉行所⁵⁵⁾

この口上覚をみても、従来から言われているように、延宝期に興行権を赦免された親の八大夫より、大夫号などを継承した子の八大夫が興行を行なっていたことを伝えている。

この太夫号は元文三年三月四日、正徳期の八大夫から彼の甥にその太夫号が譲られたことが『歌舞伎事始』より認められる。

一、説経讚語名代

日暮八太夫

右八太夫といふ名代前々より御免にて所持せしところに四十八年以前譲り請、元文三年三月四日八大夫の甥譲り受八太夫となる。⁵⁶⁾

また、先掲史料をみてもわかるように、寛政十年段階で、七十有余歳の鮫屋与四郎が八太夫号を継承していた。時期などを勘案すると、元文期の八太夫から数代あつて、与四郎が太夫号を継承したものと考えられる。その彼は同年段階で「河原町四条下ル式丁目津国屋七兵衛方ニ存命」であり、事情聴取され、「古記」なども調査されてい

る。

また、正徳二年の説教讃語名代再下付後は、同三年より、三井寺近松寺から弟子の宮古路歌内とともに、宮地芝居で興行した事などが記されている。宮古路歌内という名跡は享保期、八太夫が名乗っていたものであるが、一時期、弟子が名乗るようになっていたことも知られる。⁽⁸⁷⁾

この口上覚には、別に、つぎのような口上覚が添えられてる。それをみると、

口上覚

一 京都日暮八太夫座組平名代と申義如何哉と御尋ニ付、則当時日暮八太夫座譲り請居候鮫屋与四郎相調候処、別紙書付之通相違無御座候、其外之義は京都同様ニ此度座組被仰付候可被下候様奉願上候、尤日数之義者於京都一ヶ年ニ三十日宛三度興行仕候所承知仕候得共、京都之義者平名代数多御座候故、日数割合一ヶ年ニ三ヶ月興行仕候義ニ御座候間、御当地之儀者外ニ平名代無御座候趣故、何卒十二月共興行仕候ハ、難有

仕合奉存候、尤後々ニ至り外方名代御願申上候儀も御座候ハ、其節御下知次第月割ヲ以如何様とも御請可申上候以上、

右之趣御聞置ニ相成

十月廿日御召ニ而御聞濟ニ相成候事

右連綿興行罷在候処、其後中絶ニ而打過□候処、右座組名代免許相請、外末流免状相遣し候、数多之者跡次免状改登山不致候族も有之、依而取調之義ニ付文化十二 亥十月奉願、直様御聞濟ニ相成、御当所在坂罷在末流之者追々取調、当時迄同断之義ニ御座候、⁽⁸⁸⁾

とあって、この史料からも説教讃語名代「日暮八太夫」の、興行権としての性格が把握できる。すなわち、京都の平名代共通の一カ年に三回、一回につき三十日、年間の興行は三回までであったことが、この段階でも変更なかつ

たことが認められよう。

おわりに

以上、近世京都の宮地芝居における座の興行権「日暮小大夫」「日暮八大夫」の継承や興行権としての性格などを整理し考察した。これらをとおして、近世中期京都興行界の実態の一端を明らかにした。

四条河原芝居町が相次ぐ大火で興行が停滞し、加えて崩壊していくなかで、宮地芝居の勢力は伸長した。そのなかで、日暮小大夫・日暮八大夫名義の興行権が座の興行権として運用されているが、その実態を明らかにした。さら説経のなかでも著名な日暮小大夫は、寛文期、四条河原で大規模な小屋掛け興行を行なったが、彼は関清水蟬丸宮配下のさらさら説経として灯明料などの上納を果たしている。その太夫号と興行権は次世代に継承されていたが、宝暦期までに退転している。

一方、八太夫は、山城国惣説教者の頭分であり、触頭でもあり、関清水蟬丸宮配下のさらさら説経のなかでも重要な人物であった。彼の太夫号・名代も次世代に継承されていき、寛政期には、当時七十有余歳の鮫屋与四郎が継承している。彼が代々の八太夫とどのような関係であったかまでは定かではない。

八太夫名の説教讚語名代は、小太夫とともに、京都の平名代、すなわち、宮地芝居における座の興行権として運用されたが、その性格は十五歳以下の子供芝居の興行権であり、一年に三回、一回につき日数三十日という制限のあるものであったことを明らかにした。

註

(一) 森修『古典とその時代Ⅳ 近松門左衛門』三二書房、

一九五九年、信多純一『近松の世界』平凡社、一九九一年、西岡直樹「元禄後―享保期大坂における芝居観に

ついで―役者評判記の「仮構評者」を素材として」（『日本文学研究大成 歌舞伎・文楽』国書刊行会、一九九三年）

役者絵については、ここでは松平進「上方のひいき連中と役者絵」（『浮世絵芸術』一一四「役者絵特集号三」）、同「上方芝居ひいきと役者絵」（『甲南女子大学研究紀要』三二二）、同「役者絵の興隆（二）―上方絵」（『岩波講座歌舞伎・文楽』第四卷「歌舞伎文化の諸相」、岩波書店、一九九八年）、岩田秀行「役者絵の興隆（一）―江戸絵」（同前）、北川博子「役者絵にみる大坂の顔見世風景」（『歌舞伎 研究と批評』一九）、同「上方歌舞伎と浮世絵」（清文堂、二〇一二年）などをあげておきたい。

なお、水田かや乃氏が「上方役者絵研究（一九八九―一九九九）」（『芸能史研究』一四五号）において、平成元年から十年間の上方役者絵研究の動向を詳細に整理されている。

また一枚摺に関しては、荻田清『上方板歌舞伎関係一枚摺考』（清文堂、一九九九年）、同「歌舞伎の出版物（三）―一枚摺」（『岩波講座 歌舞伎・文楽』第四卷、岩波書店、一九九八年）。

上方歌舞伎の鼻唄や観客研究は、松平進「上方のひいき連中と役者絵」（『浮世絵芸術』一一四「役者絵特集号三」）、同「上方芝居ひいきと役者絵」（『甲南女子大学研究紀要』第三二二号、一九九六年）、同「役者絵の興隆（二）―上方絵」（『岩波講座 歌舞伎・文楽』第四卷

「歌舞伎文化の諸相」、岩波書店、一九九八年）、神楽岡幼子「観客の視点（四）―鼻唄と観客」（『岩波講座 歌舞伎・文楽』第四卷、岩波書店、一九九八年）、同「手打の復活」（『芸能懇話会特集 上方落語の嘶』）第十二号）、また神楽岡氏の近世芸能と観客、鼻唄研究の一書として『歌舞伎文化の享受と展開 観客と劇場の内外』（八木書店、二〇〇二年）がある。

(2) 守屋毅『近世芸能興行史の研究』（弘文堂 一九八五年）。

(3) 同右所収第六章第二節「近世中期の京都劇壇」。

(4) 宗政五十緒「江戸時代中期の北野天満宮目代日記に見えたる芸能興行史」（『芸能史研究』五七号、一九九七年）、同「江戸後期の北野天満宮境内における芸能とその興行」（『仏教文化研究所紀要』第十四集、一九七五年）。

(5) 川端咲子「四条道場芝居考」（『芸能史研究』一五九号、二〇〇二年）。

(6) 立川洋「伏見御香宮の祭礼と興行」（『芸能史研究』五四号、一九七六年）、同「伏見御香宮祭礼における芸能興行の諸相」（『芸能史研究』五六号、一九七七年）。

(7) 南和夫「天保改革と歌舞伎取締り」（『幕末江戸の文化 浮世絵と風刺画』塙書房、一九九八年）。

(8) 日暮小太夫、八太夫については、阪口弘之氏「蟬丸宮と説教日暮」（塚田孝・吉田伸之編『近世大坂の都市空間と社会構造』山川出版社、二〇〇一年）。村上紀夫「まちかどの芸能史15 日暮太夫と近松寺」（『部落解

- 放』六六〇号、二〇一二年)。なお、村上氏の論考は、その後、『まちかどの芸能史』(解放出版社、二〇一三年)として単著化された。
- (9) 拙稿「近世後期大坂の宮地芝居と三井寺」、『ヒストリア』第一七〇号、二〇〇一年。
- (10) 服部幸雄『江戸歌舞伎の美意識』(平凡社、一九九六)、拙著『近世上方歌舞伎と堺』思文閣出版、二〇一二年)、拙稿「近世芸能の展開」(村井康彦監修『日本の環境』京都造形芸術大学、二〇〇四年)。
- (11) 『新修 京都叢書』第十(新修京都叢書刊行会、一九六八年)五八六頁。
- (12) 権藤芳一「京都の歌舞伎」(京都府京都文化博物館『京の歌舞伎展―四条河原芝居から南座まで―』京都府京都文化博物館、一九九一年)。
- (13) 『歌舞伎年表』第一卷(岩波書店、一九五六年)一四五頁。
- (14) 前掲注2、守屋氏論考。
- (15) 「京四条河原諸名代改帳 附浄瑠璃太夫口宣之写 諸名代所附」(芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第六卷、三一書房、一九七三年)
- (16) 廣瀬千沙子「第二部(二) 七つのやぐら―芝居町の繁栄―」(京都府京都文化博物館『京の歌舞伎展―四条河原芝居から南座まで―』京都府京都文化博物館、一九九一年)。
- (17) 同右。
- (18) 国立国会図書館デジタル資料。及び同右、広瀬氏論考。
- (19) 『月堂見聞集』卷之十五(森銃三・北川博邦監修『続日本隨筆大成』別巻3 近世風聞集』吉川弘文館、一九八二年)二四四〜二四五頁。
- (20) 同右、二四五頁。
- (21) 同右、二四六頁。
- (22) 同右、卷之十六、二七五頁。
- (23) 同右、卷之二十二(森銃三・北川博邦監修『続日本隨筆大成』別巻4 近世風聞集』吉川弘文館、一九八二年)一一一〜一二頁。
- (24) 前掲注2、守屋氏論考。
- (25) 諏訪春雄「享保改革下の中京演劇―享元絵巻考―」(『国語と国文学』、一九七四年)、東晴美「享保歌舞伎〈上方〉」(『岩波講座 歌舞伎・文楽』第二卷、一九九七年)一二四〜一二六頁。
- (26) 宝暦五年正月板「役者刪家系」(歌舞伎評判記集成研究会編『歌舞伎評判記集成』第二期第五卷、一八九頁)。
- (27) 大阪女子大学近世文学研究会編『日次紀事』(前田書店、一九八二年)、八九頁。
- (28) 『歌舞伎年表』第一卷(岩波書店、一九五六年)一七二頁。
- (29) 『月堂見聞集』卷之二(森銃三・北川博邦監修『続日本隨筆大成』別巻2 近世風聞集』吉川弘文館、一九八一年)五〇頁。
- (30) 同右。
- (31) 『寺社境内芝居申渡之事』(『京都御役所向大概覚書』

- 上巻、清文堂、一九七三年) 二八一～二八二頁。
- (32) 同右、二八二頁。
- (33) 同右。
- (34) 前掲注(2)、守屋氏論考。
- (35) 『地方凡例録』巻八ノ下(近藤出版社、一九六九年) 一七八～一七九頁。
- (36) 歌舞伎評判記研究会編『歌舞伎評判記集』第二期第六巻(岩波書店、一九八九年)三五頁。
- (37) 同右。
- (38) 前掲注2、守屋氏論考。
- (39) 歌舞伎評判記研究会編『歌舞伎評判記集』第二期第六巻(岩波書店、一九八九年)二七三頁。
- (40) 同右、三五二頁。
- (41) 前掲35に同じ。
- (42) 同右、四二二頁。
- (43) 歌舞伎評判記研究会編『歌舞伎評判記集』第二期第七巻(岩波書店、一九八九年)三三一頁。
- (44) 前掲注2、守屋氏論考。
- (45) 拙稿「近世後期大坂の宮地芝居と三井寺」(『ヒストリア』一七八号、二〇〇二年)。
- (46) 「京四条河原諸名代改帳 附 浄瑠璃太夫口宣案・諸名代所附」(芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第六巻、三一書房、一九七三年) 七三八頁。
- (47) 同右、七四二頁。
- (48) 前掲46に同じ。
- また、『声曲類纂』(岩波文庫、二〇一三年)には、
京(紋) 日暮八太夫説経讀語名代なり。八太夫尤
何れも四条河原
に芝居興行す
古しと云
- 同同紋 同 小太夫 前に同じ、
とある。
- (49) 前掲注47に同じ。
- (50) 京都大学図書館蔵。
- (51) 室木弥太郎・阪口弘之編『関清水蟬丸神社文書』(和泉書院、一九八七年) 三三〇頁。以下、同書は『文書』と略す。
- (52) 藤沢市文書館蔵。
- (53) 芸能史研究会編『日本庶民文化史料集成』第六巻、三一書房、一九七三年) 一〇〇頁。
- (54) 三井寺大坂御用所については前掲注9拙稿を参照のこと。
- (55) 『文書』四二一～四二二頁。
- (56) 前掲注53に同じ。
- (57) 『文書』二九三～二九五頁。
- (58) 『文書』四二二頁。
- 〈付記〉本稿は、二〇一二年九月二九日に開催された第三一回鷹陵史学会大会記念講演「近世中期京都興行界とささら説経―説経 日暮を中心に―」をもとに成稿化したものである。当日、ご意見など賜った先生方に厚くお礼を申し上げます。